

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例

第5条第1項の規定による不燃化推進地域の指定に関する要綱

制定 平成26年12月26日 都防第700号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年横浜市条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、市長が不燃化推進地域を指定するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

（不燃化推進地域の指定基準）

第3条 条例第5条第1項の規定に基づく不燃化推進地域の指定は、次のいずれかに該当する地域から行うものとする。

- (1) 横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針（平成26年3月策定。以下「方針」という。）による火災危険度の評価がランク4以上の地域
- (2) 方針による地震火災対策重点路線の沿道のうち、延焼遮断帯の形成にあたり建築物の不燃化が必要と認められる地域
- (3) その他市街地の特性や周辺の状況により上記各号に準ずると認められる地域

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。